

神戸圏域地域医療構想調整会議傍聴要綱

平成 28 年 9 月 14 日
保健福祉局長決定
令和 2 年 4 月 1 日
健康局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸圏域地域医療構想調整会議（部会を含む。）（以下「調整会議等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道席に分ける。

(傍聴の手続き)

第 3 条 調整会議等を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者のうち報道関係者にあつては報道席で、その他のものにあつては、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第 4 条 整理券は、調整会議等開催の当日、所定の時間及び場所で配布する。

2 受け付け終了後、定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定する。なお、定員に満たない場合は、先着順により傍聴人を決定する。

3 傍聴章は、傍聴整理簿に、氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

(通用期日)

第 5 条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて調整会議等を傍聴する者の定員)

第 6 条 傍聴章の交付を受けて調整会議等を傍聴する者の定員は、20 名以内を原則とする。

2 前項の定員は、調整会議等の開催の都度、会場に応じて、会長が決定する。

(傍聴章等の返還)

第 7 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- ① 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- ② 酒気を帯びていると認められる者。
- ③ 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者。

(傍聴人の守るべき事項)

第 9 条 傍聴人は、調整会議等の傍聴にあたって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- ① 調整会議等における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ② みだりに席を離れたり、不体裁な行為をしないこと。
- ③ 携帯電話、ポケットベル等を持っている場合は、スイッチを切るなど呼び出し音が鳴らないようにすること。
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、調整会議等の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 10 条 傍聴人は、調整会議等において、写真撮影、録画、録音、通信等をしてはならない。

ただし、特に健康局長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 11 条 傍聴人は、調整会議等を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 12 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 13 条 傍聴人がこの要綱に違反したときは、健康局長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 14 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。